

総務委員会資料

2 陳情の審査

(1) 陳情第13号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・
見直しに関する陳情

資料1 消費税制度の仕組みについて

資料2 インボイス制度の概要について

資料3 国及び本市の取組について

経済労働局

令和5年6月23日

1.消費税制度の概要

項目		制度の概要												
		国内取引	輸入取引											
(1)課税対象	(1)課税対象	国内において事業者が行う資産の譲渡等	輸入貨物											
	(2)納税義務者	事業者	輸入者											
	(3)課税標準	課税資産の譲渡等の対価の額	輸入貨物の引取価格											
(4)税率		標準税率10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%） 軽減税率8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）												
(5)非課税		土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等												
(6)中小企業に対する特例措置	①事業者免税点制度	基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上額が1,000万円以下の事業者は納税義務を免除												
	②簡易課税制度	<p>基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。</p> <p>【みなし仕入率】</p> <table border="0"> <tr> <td>第1種事業(卸売業)</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業(小売業※)</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業(製造業等※)</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>第4種事業(その他の事業)</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>第5種事業(サービス業等)</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>第6種事業(不動産業)</td> <td>40%</td> </tr> </table> <p>※消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は80%、その他の農林水産物を生産する事業は70%となる。</p>		第1種事業(卸売業)	90%	第2種事業(小売業※)	80%	第3種事業(製造業等※)	70%	第4種事業(その他の事業)	60%	第5種事業(サービス業等)	50%	第6種事業(不動産業)
第1種事業(卸売業)	90%													
第2種事業(小売業※)	80%													
第3種事業(製造業等※)	70%													
第4種事業(その他の事業)	60%													
第5種事業(サービス業等)	50%													
第6種事業(不動産業)	40%													

出所：財務省ホームページを基に作成

2.消費税の計算方法

課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて、計算する。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額(売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額(仕入税額)}$$


仕入税額控除

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」から抜粋

3.仕入税額控除の要件

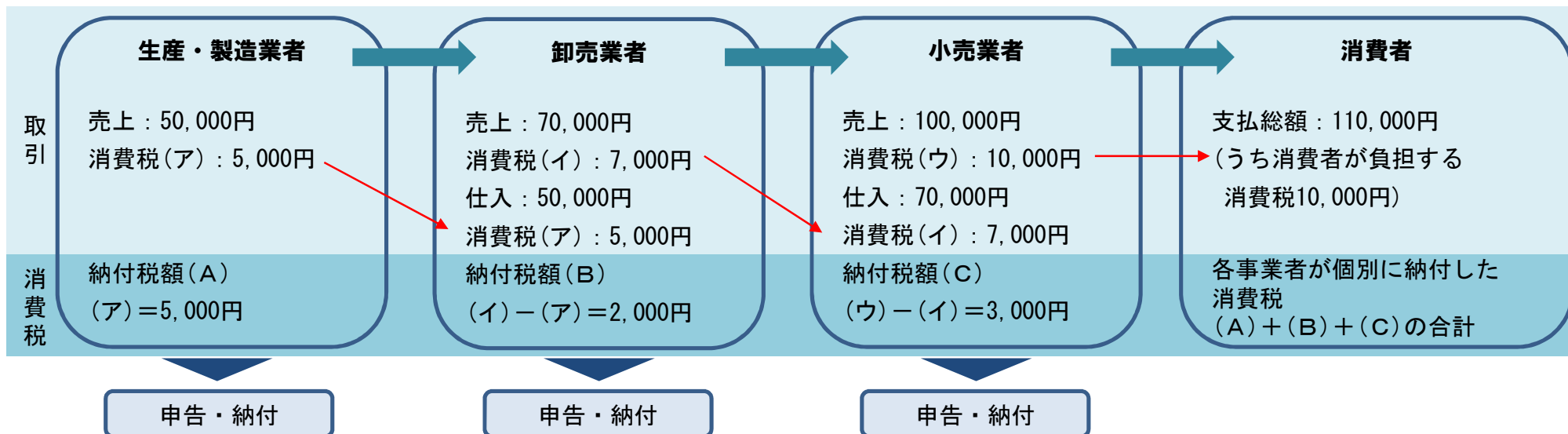
	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】（インボイス制度）
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存

ここが変更点

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

消費税制度の仕組みについて

4. 消費税の負担と納付の流れ



最終的に商品等を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付する。

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

5. 軽減税率の概要

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施された。

軽減税率の対象品目	
(1) 飲食料品	<p>飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く。)*をいい、一定を満たす一体資産を含む。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まない。</p> <p>*食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものをいう。また、「食品」には、「医薬品」「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれる。</p>
(2) 新聞	<p>軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいう。</p>

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

1. 制度導入までの経緯


- ・平成26年 4月 平成26年4月消費税率8%引上げ
- ・平成27年 3月 消費税10%引上げ時期の延期(平成27年10月1日→平成29年4月1日)の決定
- ・平成28年 3月 消費税軽減税率制度の導入の決定

※平成28年度税制改正にて、複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」等の保存を税額控除の要件とする「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)を採用。

- ・平成28年11月 消費税率10%への引上げ時期及び消費税軽減税率制度の実施時期の変更(平成29年4月1日→令和元年10月1日)の決定
- ・令和元年10月 消費税率10%への引上げ・消費税軽減税率制度の導入

出所：財務省ホームページを基に作成

2. 制度の内容

適格請求書等保存方式【インボイス】	
(1)概要	複数税率に対応したものとして開始される、消費税の仕入税額控除の方式
(2)導入時期	令和5年10月1日
(3)適格請求書発行事業者の義務	適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課される。 ①適格請求書の交付 ②適格返還請求書の交付 ③修正した適格請求書の交付 ④写しの保存
(4)適格請求書発行事業者の登録申請	令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、 令和5年3月31日までに 登録申請書をe-taxにより提出(若しくは、所轄税務署に提出)  【令和5年度税制改正】 令和5年4月以降の登録申請であっても、 令和5年9月30日までに 登録申請書を提出した場合は、制度開始日である 令和5年10月1日から登録 を受けることが 可能 に。

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

インボイス制度の概要について

2. 制度の内容(続き)

適格請求書等保存方式【インボイス】	
(5) 適格請求書の記載事項	<p>【記載事項】 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項</p> <p>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称 及び登録番号</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)</p> <p>④ 課税ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き及び税込み)及び適用税率</p> <p>⑤ 税率ごとに区分した消費税額等</p> <p>⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名 又は名称</p>
(6) その他	<p>国税庁適格請求書発行事業者公表サイトでは「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できる。</p>

請求書

(株)〇〇御中 ⑥

① △△商事(株)
登録番号 T 012345…
××年11月30日

11月分131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
② 11/1	豚肉 ※ ③	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税11,200円
④ 8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

⑤ ※軽減税率対象

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

インボイス制度の概要について

3. 特例措置の適用を受けている中小企業の取扱い

(1) 事業者免税点制度

インボイス制度実施後も**免税事業者としての選択が可能**であるが、**適格請求書の発行はできない**。なお、次の場合は、発行を行う必要がないため、**取引に影響はないもの**と考える。

① 売上先が消費者又は免税事業者である場合

・消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としないため

② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

・簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができるため

(2) 簡易課税制度

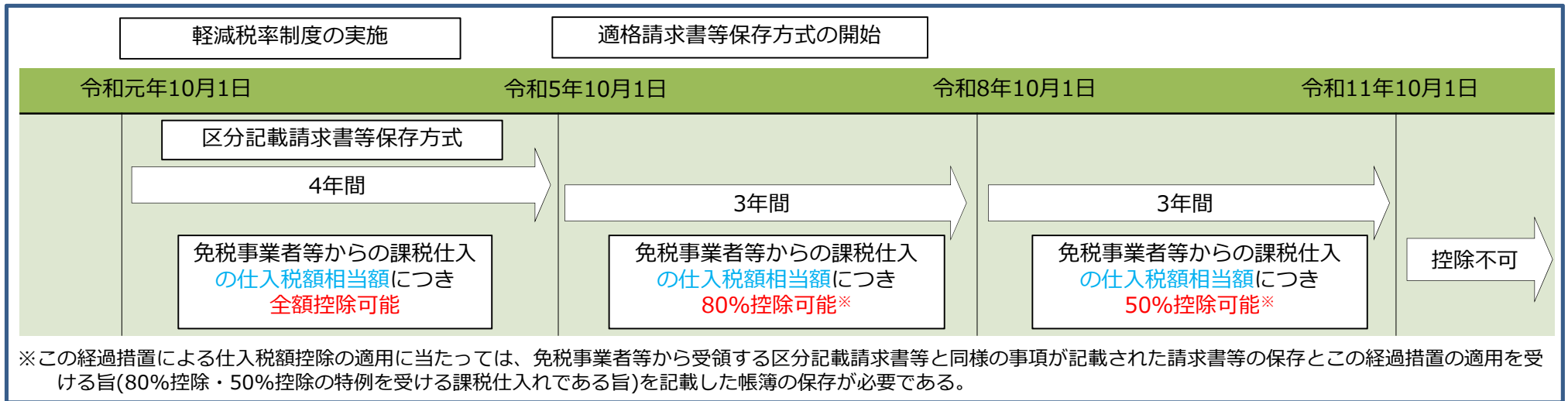
インボイス制度の実施後も**簡易課税制度を選択している場合は、現在と同様**、売上に係る消費税額に一定割合(みなし仕入率)を乗じて**仕入税額控除を行うことができる**。

出所：令和4年1月19日付、財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省より発出「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」に基作成

4. 経過措置

(1) 免税事業者等からの課税仕入れに対する経過措置

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者などから行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができない。ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられている。



出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

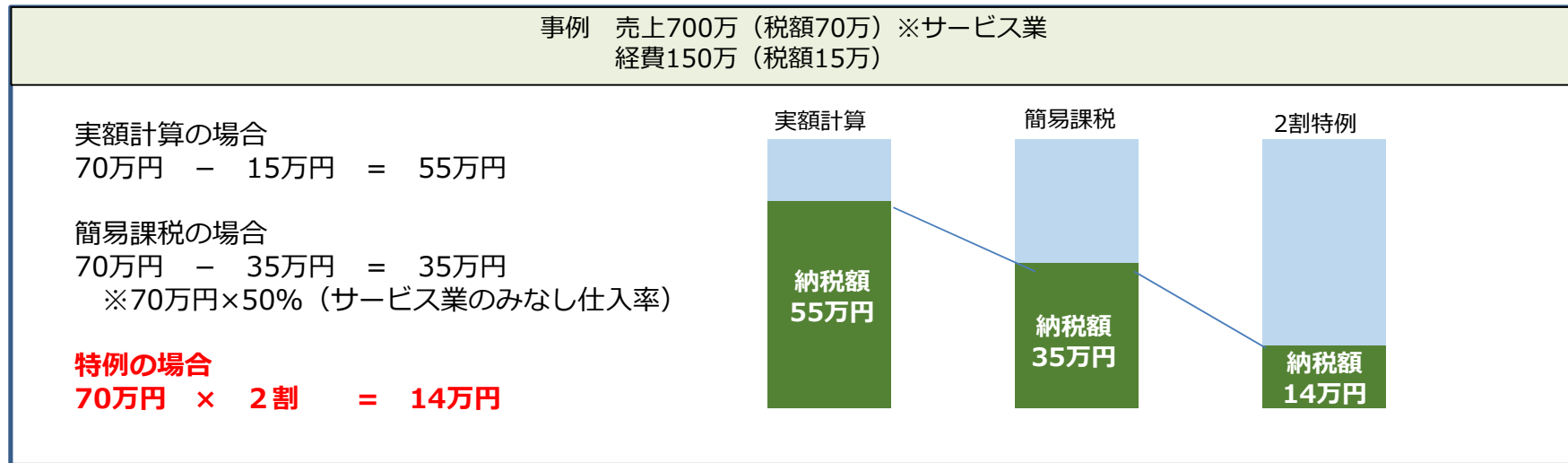
インボイス制度の概要について

5. 令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項

(1) インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）
免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割**に軽減する激変緩和措置を3年間講ずる。

【対象】 **免税事業者からインボイス発行事業者になった方**
(**基準期間**（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上が**1,000万円以下**等の要件を満たす方)

【対象となる期間】 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年度分の申告まで対象



(2) 少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能
1万円未満の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくても**帳簿の保存のみで**仕入税額控除が可能**に

【対象】 **基準期間**（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上が**1億円以下**、または**1年前の上半期**（個人事業者は1～6月）の課税売上が**5,000万円以下**の方

【対象となる期間】 令和5年10月1日～令和11年9月30日

※1商品ごとの金額で判定するものではなく、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判断を行う。

出所：財務省ホームページを基に作成

インボイス制度の概要について

5. 令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項

(3) 1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合に交付義務があった返還インボイスについて、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなった。

【対象】 すべての方

【対象となる期間】 適用期限なし（インボイス制度開始時より適用）

出所：財務省ホームページを基に作成

(4) インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

見直し1

令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請書を提出**した場合は、制度開始日である**令和5年10月1日から登録**を受けることが可能に。

※登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録。

見直し2

免税事業者が**令和5年10月2日以後の日**に登録を受ける場合、登録申請書に**登録希望日（提出日から15日以降の事業者が希望する日）**を記載することにより、**登録希望日から登録**が可能に。

※登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録。

見直し3

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限の見直し。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

出所：財務省ホームページを基に作成

6. 法律において問題となる行為について

関係省庁において、共同でインボイス制度のQ&Aを策定しており、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者との取引において、独占禁止法や下請法等の法律上、問題となる可能性がある行為を周知している。

- ・取引対価の引下げ
- ・取引の停止
- ・購入、利用強制
- ・協賛金等の負担の要請等
- ・商品、役務の成果物受領拒否、返品
- ・登録事業者となるような恣意(しょうよう)

出所：令和4年1月19日付、財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省より発出「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」に基に作成

1. 国の取組

(1) 今後の取組方針等

- ▶ 昨年までは、その多くがインボイス発行事業者に登録すると見込まれる課税事業者に対して、登録を含めた制度への対応・準備を後押しするよう、周知広報を実施。
- ▶ こうした取組の結果、令和5年3月末現在では、全体の申請件数は320万件を超え、**課税事業者全体（約300万者）の約90%**（推計値）が申請済みになった。
- ▶ 令和5年度は、**中小・小規模事業者（免税事業者）**に対して、税制改正による負担軽減措置の内容も含め、**きめ細やかに周知広報**を実施していく方針。
- ▶ **これまでの取組みに加えて、二本の柱に沿って、取組強化**を行うとしている。

二本の柱

① 幅広い事業者に、制度への関心・認知を広げる取組

<取組強化の内容>

- ・ 著名人を活用し「分かりやすさ」「親しみやすさ」を主軸とした周知広報動画の公開
- ・ 税制改正の内容等について、**インボイス制度に関する可能性のある事業者**に、DM等を活用し、**プッシュ型**で情報を提供
- ・ 全国の郵便局に設置されている窓口モニターで、インボイス制度リーフレットを投影

【プッシュ型情報提供】

- ・ **免税事業者を含む全事業者**に申請案内と併せリーフレット等を送付する。
- ・ 課税事業者の中には、B to C のみの事業を営む者など、必ずしも登録の必要のない事業者も存在するが、制度周知が浸透していない可能性も踏まえ、**未登録の課税事業者**に対して、DM等で登録要否の判断に資する情報等を**改めて送付する**。

② 登録するか否かを検討している事業者に対する寄り添った対応

<取組強化の内容>

- ・ 全国の税務署において、これまでの説明会の開催に加え、**登録要否の検討を行う免税事業者**に対し、個々の事業者の実態を踏まえた**個別相談**を実施。
- ・ 個別相談を積極的に活用してもらう趣旨で、**登録要否相談会**を新たに各税務署で開催。

国及び本市の取組について

(2) 主な取組の概要

項目	主な取組の概要
(1)相談等の対応	①インボイスコールセンター 0120-205-553・9時～17時(土日祝を除く) ②財務相談チャットボット ③Q&Aの配布
(2)普及・啓発	①専用ホームページサイト「特集インボイス制度」の設置 ②説明会・相談会の開催(オンライン説明会及び国税局・税務署等で開催) ・R5年度 市内(3税務署)での開催状況 (※5月末時点) 説明会 15回(消費税の基本的な仕組から知りたい方向け、法人事業者向け、個人事業者向け) 相談会 9回(1回1時間程度・予約制・登録の要否を悩まれている方等を対象) ③YouTube動画の配信 ④案内用・手続用リーフレット・パンフレットの配布
(3)導入支援	<p>①小規模事業者持続化補助金 経営を見直し、持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援。 免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算。 ・補助対象：設備導入費等 ・補助上限：50～200万(補助率2/3以内・一部3/4以内) ⇒ インボイス発行事業者 100～250万</p> <p>②IT導入補助金(A・B類型) 働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等の制度変更に対応するため、中小企業等の生産性向上に資するITツールの導入を支援 ・補助対象：ソフトウェア費、導入関連費 A類型補助率※1：1/2 補助額5～150万円未満 B類型補助率※2：1/2 補助額150～450万円 ※1：1種類以上の業務プロセスを保有するソフトが対象 ※2：4種類以上の業務プロセスを保有するソフトが対象</p> <p>③IT導入補助金(デジタル化基盤導入枠) インボイス制度への対応を見据えたITツール導入へ支援 ・補助対象：設備 補助率：1/2 補助上限額10万円(PC・タブレット等) 補助率：1/2 補助上限額20万円(レジ・券売機等) ・補助対象：ITツール(会計・受発注・決済・ECソフト) 補助率※1：3/4 補助額50万円以下 ← インボイス対応に必要なITツールの補助下限額を撤廃 補助率※2：2/3 補助額50超～350万円 ※1：「会計・受発注・決済・EC」の機能のうち、1機能以上有する場合 ※2：「会計・受発注・決済・EC」の機能のうち、2機能以上有する場合</p>

国及び本市の取組について

2.本市の取組

項目	主な取組の概要
(1)相談等の対応	<p>中小企業等の様々な課題解決に向けて、窓口等での相談体制や中小企業診断士、税理士、弁護士等の訪問を実施</p> <p>①令和4年9月1日に特別相談窓口設置(川崎市産業振興会館7階) 044-548-4169・9時～17時(土日祝を除く)</p> <p>②専門家派遣、ワンデイコンサルティングによる相談対応</p>
(2)説明会・セミナーの対応	<p>①市主催の説明会・セミナー</p> <p>令和4年</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場内事業者向け説明会(26名) インボイスセミナー(産業振興財団・川崎信用金庫との共催、105名) 市内商店会での説明会(5名) 商売繁盛デジタル活用セミナーでの説明(28名) <p>令和5年</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場内事業者向け説明会を2回開催(南部5名、北部23名) 市内商店街での説明会(10名) 個別相談会(10社) インボイスセミナー(110名) <p>【今後開催予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月20日 セミナー：インボイス制度開始直前！今さら聞けないインボイスのこと・対応策について 会場：産業振興会館 定員：36名(産業振興財団と共催) 7月下旬 市場内事業者向け説明会(南部・北部) 8月3日 個別相談会：今からでも間に合う！直前個別相談会 会場：産業振興会館 定員：15名(産業振興財団と共催) 8月28日 セミナー：個人事業主とインボイス制度について～インボイスについて考えてみませんか～ 会場：高津区役所 定員：50名(産業振興財団と共催) 9月5日 個別相談会：制度導入への悩みにお答えします！インボイス個別相談会 会場：高津区役所 定員：18名(産業振興財団と共催) <p>②税務署等との連携説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場仲卸協同組合、商店街連合会、工業会、技能職団体、工業団体連合会等にて税務署等と連携し説明会を実施。
(3)普及・啓発	<p>①経済団体等への訪問等によるインボイス制度の周知・補助金の案内、税務署の説明会の案内等を実施 工業団体連合会・商店街連合会・商店会・工業会・製造業・建設業・情報通信業・技能職団体・民営コワーキングスペース・レンタルオフィス等</p> <p>②企業訪問等におけるインボイス制度の周知・補助金の案内、税務署の説明会の案内等を実施</p> <p>③ホームページ及び広報誌等による周知 (市政だより、市ホームページ、産業情報かわさき、かわさき労働情報、広報誌・農の達人、Twitterタウンニュース全区版、JRトレインチャンネル等)</p> <p>④市内事業者アンケートへのチラシの封入(3,500事業所)</p>